

# 被災者生活再建支援制度のご案内

(令和2年2月26日現在)

## 1. 被災者生活再建支援制度の内容

被災者生活再建支援法に基づき、令和元年台風第19号(令和元年東日本台風)により居住する住宅が全壊するなど生活基盤に著しい被害を受けた世帯(被災世帯)に対し、支援金を支給し、生活の再建を支援するものです。

住宅の被害程度に応じて支給される基礎支援金と、住宅の再建方法に応じて支給される加算支援金の2つの区分があります。

## 2. 対象となる被災世帯

仙台市内に居住の世帯で、災害により、

- (1) 住宅が全壊した世帯
- (2) 住宅が大規模半壊した世帯
- (3) 住宅が半壊し、もしくは敷地に被害が生じ、住宅をやむを得ず解体した世帯

※ 支援金の申請者は、被災世帯の「世帯主」となります。

## 3. 支援金の支給額

支給額は、以下の2つの支援金の合計額となります。

- A 住宅の被害程度に応じて支給する支援金(基礎支援金)
- B 住宅の再建方法に応じて支給する支援金(加算支援金)

(単位:万円)

区 分	A 基礎支援金		B 加算支援金		計A+B
	住宅の被害程度		住宅の再建方法		
複数世帯 (世帯の構成員が複数)	全壊世帯	100	建設・購入	200	300
			補修	100	200
			賃貸住宅	50	150
	大規模 半壊世帯	50	建設・購入	200	250
			補修	100	150
			賃貸住宅	50	100
単身世帯 (世帯の構成員が単数)	全壊世帯	75	建設・購入	150	225
			補修	75	150
			賃貸住宅	37.5	112.5
	大規模 半壊世帯	37.5	建設・購入	150	187.5
			補修	75	112.5
			賃貸住宅	37.5	75

※ 住宅が「半壊」または「大規模半壊」のり災証明を受け、あるいは住宅の敷地に被害が生じるなどして、そのままにしておく危険であったり、修理するにはあまりにも高い経費がかかるため、これらの住宅を解体した場合には、「全壊」として扱われます。

※ 加算支援金の「賃貸住宅」については、公営住宅や仮設住宅への入居は除きます。

## 4. 申請期限

基礎支援金 令和2年11月11日まで(災害のあった日から13ヶ月の間)  
加算支援金 令和4年11月11日まで(災害のあった日から37ヶ月の間)

裏面につづく

## 5. 申請に必要な書類

### (A 基礎支援金)

#### ・全ての世帯

- ① 被災者生活再建支援金支給申請書
- ② 罹災証明書（各区役所税務会計課で発行 ※火災被害の場合は各消防署で発行）
- ③ 世帯全員の住民票の写し（令和元年 10 月 12 日時点の住所が分かり、各記載項目に省略のないもの）
- ④ 申請者（世帯主）の振込口座の通帳のコピー  
（金融機関名、支店名、預金種目、口座番号、口座名義人の「ヨミガナ」が印字された部分）

#### ・住宅が半壊し、住宅をやむを得ず解体した世帯（①～④に加えて）

- ⑤ 閉鎖事項証明書（滅失登記簿謄本）

#### ・敷地に被害が生じ、その住宅をやむを得ず解体した世帯（①～⑤に加えて）

- ⑥ 市町村が発行する敷地被害を証明する書類他

### (B 加算支援金)

#### ・全ての世帯

- ⑦ 住宅の建設・購入、補修または賃借が確認できる契約書等のコピー

※ 1 契約書等のコピーは契約内容、契約者、契約金額の記載がある部分です。

※ 2 契約書の内容が不明確な場合には、追加で見積書等の添付をお願いすることがあります。

※ 3 補修区分は建物本体に関わる工事が対象です。 工事内容を記した書類を添付してください。

（ただし、沈下修正工事は土地に関する工事ですが、例外的に対象となります。）

#### ・基礎支援金申請の際と口座内容に変更がある世帯

- ⑧ 申請者（世帯主）の振込口座の通帳のコピー（④に準じる）

## 6. その他留意事項

- ・自己所有の住宅に限らず、借家やアパート等の賃貸住宅に居住の場合も対象となります（住宅の所有者が実際に居住していない場合は対象となりません）。
- ・基礎支援金と加算支援金を同時に申請する必要はなく、最初に基礎支援金の申請を行い、住宅の再建方法が決まってから加算支援金の申請を行うことができます。
- ・**加算支援金について**、「賃貸住宅」で申請・受給したあとに、申請期間内に「建設・購入」または「補修」を行う場合は、2回目の申請を行うことができます。その場合、例えば複数世帯の支給額は「賃貸住宅」50万円と「建設・購入」200万円または「補修」100万円との差額150万円または50万円となります。  
なお、「補修」で受給済みの場合、「建設・購入」による再申請（差額申請）は原則できません。
- ・申請書の受付後、不足の書類があった場合など、あらためてご連絡させていただく場合があります。

## 7. 支援金の支給

申請書は、仙台市での受付後、宮城県を經由して、本制度の実施機関である公益財団法人道府県センター被災者生活再建支援基金部（被災者生活再建支援法人）に送付され、同法人において申請書の内容を審査し、支給金額を決定した上で、指定された金融機関等の口座に支援金が振り込まれます。

※ 被災世帯の方全員が、支給を受ける前（申請後の場合も含みます）に亡くなられた場合は、支給されません（支援金は相続の対象とはなりません）。

## 8. 申し込み先・お問い合わせ先について

### 【郵送の場合の送付先】

〒980-8671 仙台市健康福祉局社会課 支援金担当（郵便切手を貼り、郵便番号と宛名をご記載ください）

### 【直接お持ちいただく場合】受付時間 平日 9時00分～16時30分まで

受付場所		所在地
市役所本庁舎	5階 社会課	青葉区国分町3-7-1

### 【問い合わせ先】

社会課 管理係 電話番号：022-214-8541（平日8時30分から17時まで）

E-mail:fuk005320@city.sendai.jp（件名に「被災者生活再建支援金について」と入れてください）